

# 主要事業マネジメントシート

部局名 福祉部

事業名	障がい福祉施設機能強化推進事業費(医療型障がい児入所施設特別介護加算事業)						
予算額	H24	250,817 千円(	250,817 千円)	H26	222,148 千円(	222,148 千円)	
	H25	241,120 千円(	241,120 千円)	H27要求	218,589 千円(	218,589 千円)	
				実績	H24	224,373 千円(	224,373 千円)
					H25	220,663 千円(	220,663 千円)
事業の優先性	<input type="checkbox"/> 重点課題【知事重点分野】(項目名: ) <input type="checkbox"/> 成長戦略(項目名: ) <input type="checkbox"/> その他(項目名: )		<input type="checkbox"/> 人口減少関係(項目名: ) <input type="checkbox"/> 新・地震防災アクションプラン(項目名: )				
事業選択	役割分担	行政としての役割	■ 府の役割 <input type="checkbox"/> 国の役割 <input type="checkbox"/> 市町村の役割 (理由) 府が入所決定した医療型障がい児入所施設(旧重症心身障がい児施設)利用者の自立支援、処遇向上を図るのは府の責務である。		民間との役割分担	■ 民間では実施不可(行政がすべき役割) <input type="checkbox"/> 民間で実施するためのインセンティブとして実施 <input type="checkbox"/> その他 (理由) 重症心身障がい児者に対する福祉サービスが十分でない中、施設利用者の自立支援、処遇向上を図ることは行政のすべき役割である。	
	事業手法	手法の妥当性	本事業は、昭和48年に、重症心身障がい児施設の職員不足問題に対応するため、措置府県が統一的に運営費の単費援助を行うため制度を創設したもの。運営費の援助により、利用者の自立支援、処遇の向上が図られている。				
		受益と負担	<input type="checkbox"/> 受益者負担あり(内容・水準: ) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求めない(理由: ) ■ 受益者負担になじまない				
		将来のリスク管理	平成24年度の児童福祉法等の改正による援護の実施者の変更に伴い、平成24年度以降に入所した障がい者に係る負担は市町村とすることで整理。				
	事業間調整	庁内での連携	特になし				
	他事業との整合性等	他事業との重複はなし					
事業効果	目標・指標	(事業目標) 医療型障がい児入所施設(旧重症心身障がい児施設)に特別介護加算を支給することにより、府が入所決定した施設利用者の自立支援、処遇向上を図る。				-目標に達しなかった場合の改善方策  平成24年度に事業見直しを図っており、重症心身障がい者の入所決定をしている市町村と連携し、施設利用者の自立支援、処遇向上を図る。	
		(指標)		(実績)			
		特別介護加算支給人数	 H25 4,547人 H26 4,405人(見込み)				
		(事業期間)	H ~ H				
コスト分析	(指標)	特別介護加算支給人数					
	H24(フルコスト)	228,000 千円 /	4,581	=	50 千円	(コスト分析結果) H25支給人数が微減したことにより、コストは微増となった。	
	H25(フルコスト)	231,000 千円 /	4,547	=	51 千円		
特記事項	<事業優先性や事業選択の判断に影響を与えるような事情が新たに発生した場合に記載>						